

第1回会議結果を踏まえた条例制定に係る各種意見の整理について

1 条例の制定に係る基本的な考え方（必要性等）について

区分	意見等内容
対象	このたび条例を制定するにあたり、条例の対象者としては、市民や事業者、行政が考えられるが、対象の優先順位や中心はあるのか？
理念目的	ア 事業者による検挙数の増加などが条例制定の背景に挙げられているが、近年は消費者側にも問題があることもあるので、そういった面だけを出すのではなく、条例制定については、もっと崇高な理念を掲げて作っていただきたいと思う。 イ 条例を作るには、背景等を超えて、目的の問題になると思うが、このたびは、札幌市の食の安全・安心を継続的にさらに充実させていき、都市としての機能の価値、魅力を高めるといった目的があると認識してよいか。
規制	事業者の立場で発言すると、営業者は既に法により、厳しく縛られているので、どちらかというとなんだか条例が事業者を縛るものではなく、もう少しやわらかい感じのものであればいいと思っている。
対象	条例に係る当事者は、事業者、消費者、行政の3者がいるが、3者それぞれの利益があるため、なかなか同じ方向を向いて共通の利害について話すということは、難しいと思うが、これからの話し合いの中で、まとめられるところはまとめる、同じ方向を向けるところは向くというようなスタンスで議論をすすめていきたい。
理念目的	一から条例を作るので、市民はもちろん、こんな条例がある札幌市に住んでみたいと思わせるようなインパクトがある条例になるよう議論をしたい。

2 条例への具体的な盛り込み事項について

項目	意見等内容
生産	札幌市が消費地ということは理解できるが、市内でも多くの農産物が作られているので、消費地だけに特化して議論するのは、どうかと思う。
生産	札幌市の農業は、都市型農業という形であるため、消費者にとっても、北海道農業全体と捉え方が異なると思われるので、生産地としての視点も議論していくべきかと思う。
危機管理	今後の議論の中でリスクマネジメントも一つの大事なポイントになると思っている。

3 関係機関との調整事項等について

区分	意見等内容
道	道条例と市条例で整合性に矛盾が起こった場合、どちらに優劣があるのか。